

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
大阪府並びに岸和田市・高槻市・枚方市・茨木市・富田林市・和泉市・大阪狭山市・三島郡島本町・豊能郡豊能町
- 2 構造改革特別区域の名称
大阪をたがやそう特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
大阪府岸和田市・高槻市・枚方市・茨木市・富田林市・和泉市・大阪狭山市・三島郡島本町・豊能郡豊能町の全域
- 4 構造改革特別区域の特性

(1) 自然的、経済的、社会的諸条件 (資料1)

①大阪農業の現状

大阪府の農業は、都市近郊の立地を活かし、施設園芸など集約的な農業経営が営まれ、府民に対して新鮮な農産物を安定的に供給している。特にしゅんぎく、ふきなどの軟弱野菜やデラウエアなどの果樹の栽培が盛んで、全国でも有数の産地となっている。(資料1)

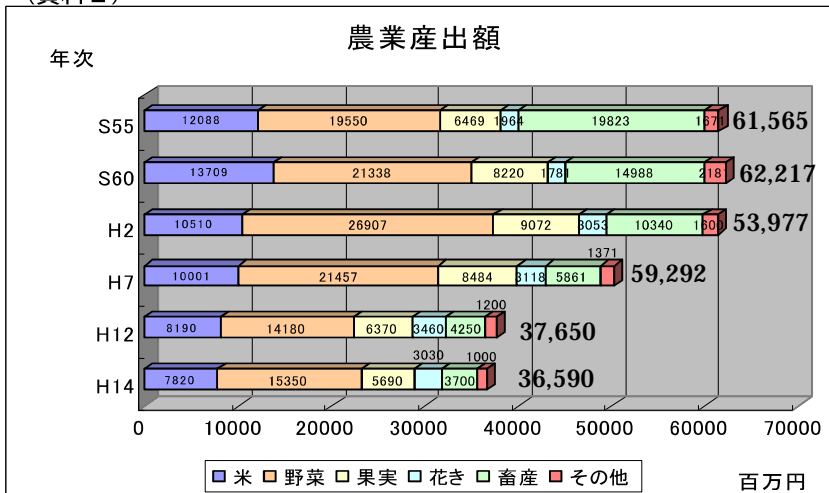
しかし、平成14年度農業産出額では、昭和60年の約6割である366億円に著しく減少している。(資料2)

生産量で大阪府が全国5位以内にある農産物

	第1位	第2位	第3位	大阪府
しゅんぎく	大阪府	千葉県	群馬県	第1位
ふき	愛知県	徳島県	群馬県	第4位
つけな	長野県	徳島県	山形県	第4位
メキャベツ	静岡県	大阪府	山形県	第2位
くわい	広島県	埼玉県	愛知県	第4位
た で	大阪府	静岡県	奈良県	第1位
デラウエア	山形県	山梨県	大阪府	第3位
いちじく	愛知県	福岡県	和歌山県	第5位

地域特産野菜の生産状況 (H12年産)・果樹生産出荷統計 (H13年産)・特産果樹生産動向調査 (H13年産)・花木生産状況調査 (H12年産)

(資料2)



農業産出額とは、1年間に生産された農畜産物と自家生産物を原料に加工した加工農産物を対象に、各種統計調査等の結果を基に農畜産物と、加工農産物を別々に推計し合計したものの。

一方、府民に新鮮で安全・安心な農産物を直接供給するための農産物の販路の確保に向け、府内各地で直売所の開設（平成14年12月現在約110ヶ所）が進んでいる。

また、近年、農地は、農産物の生産基盤であるとともに、土とふれあうことのできる自然豊かな地域環境を構成する重要な要素として、また、国土・環境保全や防災空間などの重要な役割を果たしていることが府民に重要視されるようになってきている。

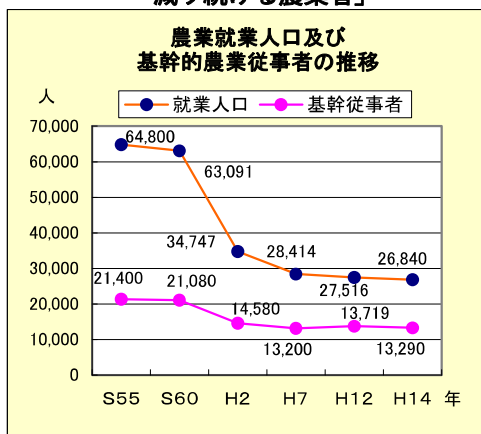
②農業就業者について

農業就業人口や農作業の中心となっている基幹的農業従事者数は、年々減少傾向にある。（資料3）また、農業の担い手の高齢化が進んでおり、平成14年度には基幹的農業従事者の76%が60歳以上となっている。（資料4）

新規就農者についても、農家以外からの新規参入者は、毎年1～2名程度と非常に少なく、担い手不足は深刻な問題となっている。（資料5）

（資料3）

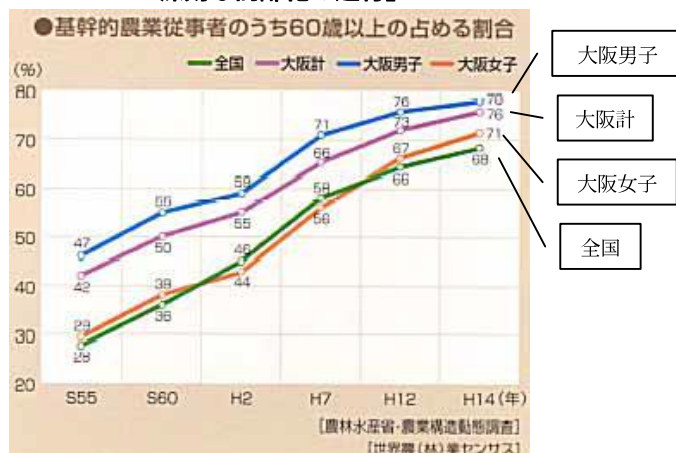
「減り続ける農業者」



注) S60～H2の急激な減少は、調査対象農家下限基準を5aから10aに引き上げたため。
（世界農林業センサス）

（資料4）

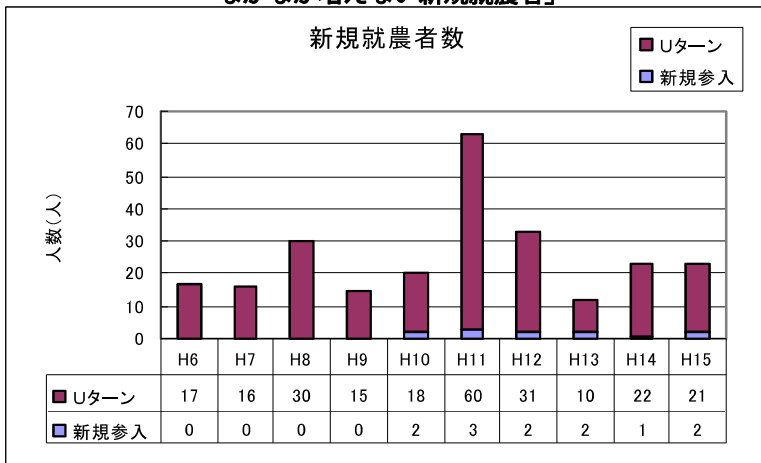
「深刻な高齢化の進行」



基幹的農業者とは、農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、世界農林業センサスにかかる調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。

（資料5）

「なかなか増えない新規就農者」



注) Uターンは農家出身。新規参入は、農家以外からの就農。

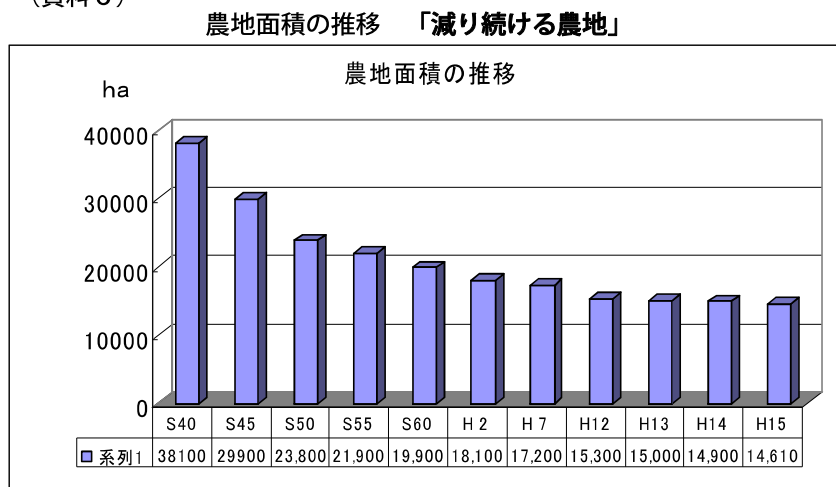
（大阪府農政室）

③ 耕地面積の推移

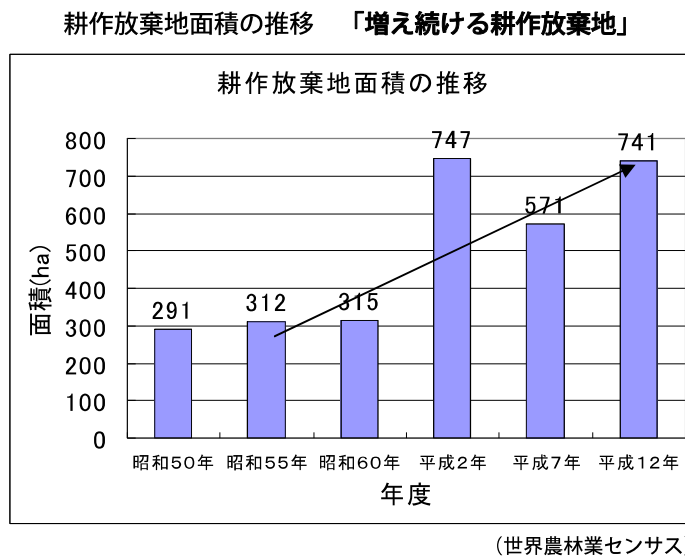
府の耕地面積は、昭和45年度に29,900haあったが、高度成長期の開発boomにより、住宅や工場などへ盛んに転用され、約30年後の平成15年度には約半分の14,610haとなった。開発boomがおさまったこの10年間においても、毎年約300haが減少している。これは主に農家の他産業への就職による農業離れによるものと考えられ、今後もこうした減少傾向は続くものと考えられる。(資料6)

現存している農地についても、同様に農家の農業離れにより、耕作放棄地が増えており、昭和55年度には312haであったものが、20年後の平成12年度には約2倍の741haとなり、増加傾向が著しい。(資料7)

(資料6)



(資料7)



④都市住民の多様な農業参画

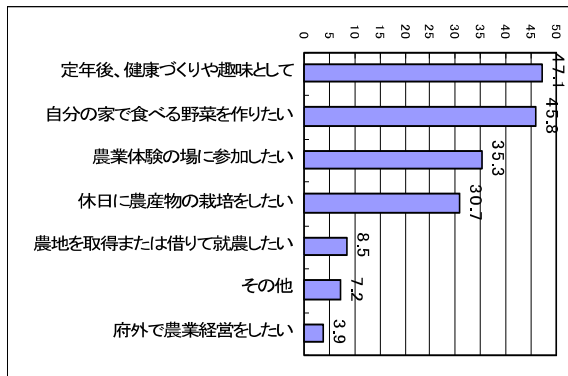
近年、食に対する関心や、自然との触れ合いを求める府民ニーズが高まっている。下表のアンケート調査でもわかるように、農業参画を希望する都市住民のニーズも、健康作りや自分の食べる野菜を作るための貸し農園での簡単な農作業体験から、農地を取得しての本格的な就農まで多様になっている。（資料8）

市民農園については、少しずつではあるが増え続け、平成14年度には、682ヶ所が開設されている。しかし、依然その数は不足しており、利用を待っている住民が多い。（資料9）

また、就農を希望する都市住民も近年増加傾向にあり、平成7年度に37件であった相談数が、平成15年度には5倍以上の200件にも及んでいる。（資料10）

（資料8）

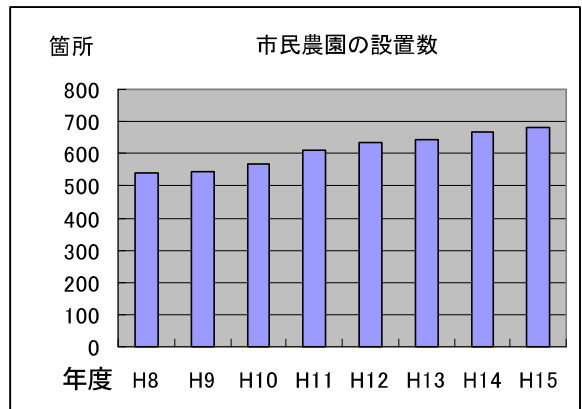
「農作業への多様な関わりを希望」



（H10府政モニターアンケート） 複数回答。 単位：%

（資料9）

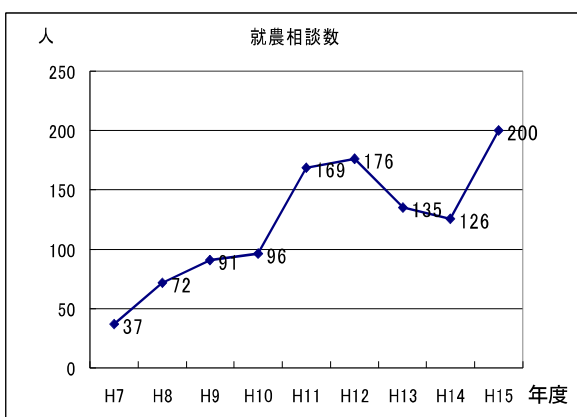
「漸増する市民農園」



（大阪府農政室）

（資料10）

「増え続ける新規就農を希望する人々」



注）大阪府農業会議及び大阪府みどり公社への相談数
（大阪府農政室）

このように、今後、大阪府の農業を活性化し、農地を保全していくためには、担い手不足、高齢化により多くの課題を抱える農家だけではなく、農業参画を望む多様な都市住民とともに取り組んでいくことが重要となっている。

(2) 他の地域と異なる取り扱いをする必要性

大阪府全域で、農業の担い手の減少、高齢化や後継者不足、また都市化の影響による生産環境の悪化、加えて、農地面積の減少などの問題が発生し、大阪の農業は危機的状況にある。

一方、都市住民においては、食糧自給、食の安全・安心や農業の多面的機能など農業に対する関心や、農業体験を通じた自然とのふれあいなどの欲求が高まり、多様な形での農業への参画要望が強まっている。

今回特別区域とする地域は、特に、農家や都市住民から、これらの課題や要望を解消することが強く求められており、また市町の取り組み体制等が整っている市町区域でもある。

5 構造改革特別区域計画の意義

現在、大阪府においては、農家、都市住民、行政が協働・連携して、大阪の「食」の振興、「みどり」※の保全・活用を通じ、自然資源が有する多様な機能を最大限に発揮させていくことが急務となっている。

そこで大阪府では、『府民とともにめざす豊かな「食とみどり」の創造』を基本目標とした「大阪府新農林水産業振興ビジョン」（以下、「ビジョン」という。）を平成14年3月に策定し、現在、その実現に向けて次の6つの取り組みを推進している。

このビジョンの実現のためには、大阪の農業の担い手の高齢化や後継者不足といった課題を解決するとともに、農家と府民、行政、関係団体が協働・連携して、農業や自然資源の保全活動への府民参画を促進させることが重要である。

今回、構造改革特別区域法の特例措置を適用することにより、農業への新規参入の機会が拡大され、「大阪をたがやそう」の取り組みを一層推進することが可能となるとともに、農業の活性化、都市住民と農家との交流促進による都市近郊の農業の特性を活かした地域の活性化を図ることができる。

(参考) ビジョンにおける6つの取り組み

「大阪の彩りを創ろう」 まちの彩りを守り、育て、後世に引き継ぎます。

「大阪を食べよう」 大阪の農林水産業は、大阪府民が守り、活性化させます。

「大阪をたがやそう」 暮らしに「食とみどり」を取り入れ、新しいライフスタイルを創造します。

「大阪の資源を活かそう」 「食とみどり」の領域において、循環型社会づくりをリードします。

「大阪を歩こう」 「食とみどり」にふれあい、楽しむことにより人が元気になり、まちが元気になります。

「大阪の食とみどりを学ぼう」 「食とみどり」をまなびやとし、子どもたちの健全な成長に積極的に関わります。

※「みどり」とは、
農地、森林、水辺（海、河川、ため池、水路）といった自然資源については、生産基盤であるだけでなく、国土の保全、水源かん養、災害の防止、生態系の維持、自然環境の保全、さらには、良好な景観形成、いこいややすらぎの場、学習・教育の場、伝統と文化を実感できる場という役割を果たすものであることから、これらを総合的に、「みどり」と表現する。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回、構造改革特別区域法の特例措置を適用することにより、農家だけでは耕作の継続や適切な維持管理が困難となった農地を、都市住民の参画を得て、積極的に保全・活用し、農業を活性化するとともに、ビジョンの基本目標である『府民とともにめざす豊かな「食とみどり」の創造』で目指す次の三つの将来像の実現化を図る。

(1) 「環境」の将来像

○ 安全で快適な生活環境の創造

「みどり」によって土砂崩壊や洪水などが防止され、災害時には燃料や食料 供給・避難地等として「食とみどり」に守られた安全な生活環境、一方、通常時には、身近で、心地よい「みどり」が都市全体にネットワークされた、快適な生活環境を創造する。

○ 多様な生態系と循環機能を持つ環境の創造

河川流域を基本的な単位として、水の循環が健全で、多様な生き物が生息・生育できるような生態系を維持する環境を創造し、また、環境と調和した持続的な農林水産業の営みや、有機性資源の循環利用などにより、ゼロエミッションを基調とした地域づくりが進み、さらに食品残渣の循環利用など府民生活に連携した環境を創造する。

○ ふるさと景観の保全

山や農空間、海などに、それぞれ固有の美しい風景が形成され、それらが都市を包み込み、全体として心がなごむ風景や風情を醸し出し、また、集落や地域には、固有の風景、文化が保たれ、府民の心に響くふるさとを感じさせる空間を保全する。

(2) 「食と健康」の将来像

○ 安全・安心でおいしい食の確保

府民の多様で高度なニーズに応えて、安全で、安定的な食の供給システムを創るとともに、新鮮で高品質な府内産の農林水産物を身近に購入、消費できる「地産地消」のシステムを構築する。

また、全国に誇れる特産物や土産品が研究・開発され、大阪ならではの「食文化」を育成する。

○ 癒しとやすらぎの提供

府民が身近な自然とふれあったり、農林水産業を体験することにより、精神的な休息やすらぎが得られ、また、障害者や高齢者が「みどり」にふれあったり、農園芸作業等に関わることにより、機能回復や社会参加できる場を提供する。

○ 健康づくりの促進

農林水産業への参加や体験、自然の中でのレクリエーションなどを通じて、子どもから高齢者まで幅広い年齢層にわたる府民の体力づくり、健康づくりの場を提供する。

(3) 「いきがいと学び」の将来像

○ ボランティア・生きがい

心の豊かさや生きがいを求めて、NPOや府民が、援農ボランティアなど、「食とみどり」を支える直接・間接の多様な活動に参加し、また、府民が農業等の多様な担い手として成長し、活躍する。

○ 学習・教育の場としての活用

家庭教育や学校教育、生涯学習などを通じて、「食とみどり」の重要性が見直されるとともに、農業に対する理解と認識が深まり、また、身近な遊び場として「みどり」が活用され、自然や生き物とのふれあい、遊びを通じて、特に子どもの健やかな心と身体が育まれる場として活用する。

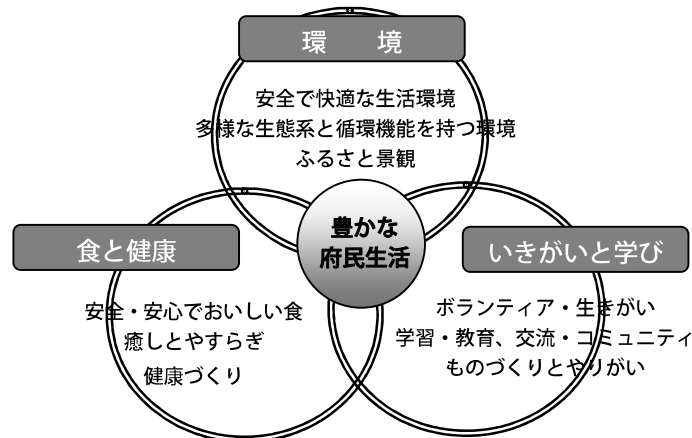
○ 交流・コミュニティの創造

朝市や産直、農業体験等を通じて、都市住民と農林水産業者等とが交流することにより、相互理解や共感が生まれ、地域活力の向上に結びつく。さらに都市住民と農林水産業者等が連携した新しいコミュニティを創造する。

○ ものづくりとやりがい

農業者が、府民や時代の要請に応じた農産物を生産・供給し、自らの「ものづくり」の知識や技術に誇りを持つとともに、やりがいを感じ、また、高齢者や女性が、生産・加工や地域におけるコミュニティ活動などを通じて、地域づくりに貢献し、やりがいと生きがいを感じる社会を構築する。

『府民とともにめざす豊かな「食とみどり」の創造』



7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 都市住民の農業体験の機会の拡大

市民農園の開設数については、平成 15 年度に区域内に設置された 164 農園（資料 11）を、平成 23 年（ビジョンの目標年次）に約 2 倍増の 330 農園を実現することにより、都市住民の農業体験の機会が拡大し、農業理解の促進や農作業を通じたいきがづくりとともに、都市と農村の交流が促進され、地域の活性化が図られる。

(資料 1 1) 区域内の市民農園設置数 (H15 年度)

岸和田市	高槻市	枚方市	茨木市	富田林市	和泉市	大阪狭山市	島本町	豊能町	合計
10	58	31	14	9	20	9	10	3	164

(大阪府農政室)

また、1 年間で府内の川・農空間（農地、ため池等）・山で自然と親しむ機会をもった府民の割合が平成 12 年度で 55.4%であることを、大阪府総合計画で設定された「みんなでめざそう値」の平成 22 年度の 65%とする目標を実現する。

(2) 新規就農者の確保による農業の振興

平成 15 年度の新規就農者数（新規参入）の 2 名を平成 23 年（ビジョンの目標年次）に 5 倍の 10 名を確保し、農業の振興を図る。

(3) 耕作放棄地の解消

区域内において、平成 12 年度で 27,551a であった耕作放棄地面積（資料 1 2）を、平成 23 年（ビジョンの目標年次）には半減の約 14,000a にすることを目指し、耕作放棄地の解消を図り、農業の活性化、農地の保全を図る。

(資料 1 2) 区域内の平成 12 年度の耕作放棄地 単位：a

岸和田市	高槻市	枚方市	茨木市	富田林市	和泉市	大阪狭山市	島本町	豊能町	合計
7,723	2,845	1,587	2,607	2,973	6,876	1,168	329	1,443	27,551

(世界農林業センサス)

(4) 地域コミュニティの活性化等

都市住民、特にこれから団塊の世代の高齢化により増えるであろう高齢者のいきがづくり、健康づくりの機会の創出や、関係地域団体（自治会、農協、NPO 等）が連携・協働した保全・活用活動により、地域コミュニティの活性化を図る。

8 特定事業の名称

番号	特定事業の名称
1002	地方公共団体および農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業
1006	農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

9 構造改革特別区域において実施し又その実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 「大阪をたがやそう特区推進会議」(仮称)の設置による推進

大阪府、特区参画市町(岸和田市・高槻市・枚方市・茨木市・富田林市・和泉市・大阪狭山市・三島郡島本町・豊能郡豊能町)を中心に構成する協議会を設置し、会員相互の情報共有、課題検討による特定事業の円滑な実施や、他の市町村の参画促進などの総合的推進を図る。

(2) 都市住民の農業参画の促進と遊休農地の解消

1) 援農ボランティアの育成

大阪府は、耕作放棄地を有効に保全活用する人材の育成を図るため、援農希望者を対象にした農業体験教室の開催など、援農活動実現に向けた取組みを府内で展開している。

教室では、農園での実技や講習のほか、参加者の農業理解を深めるため、地元農家との交流会も実施しており、受講後、援農ボランティアや新規参入者として活躍する参加者もいる。

2) 府民いきがい農園の開設

耕作放棄地発生の防止と新たな担い手の育成を推進するため、大阪府と(財)大阪府みどり公社が、「新たに農業を始めたい」、「農業を支援したい」といった府民を対象に、通常の市民農園より広い区域を持つ「府民いきがい農園」(1区画約300㎡)を開設している。

入園者は、地元農家等の指導を受けながら農作業の実践を積み、就農に必要な知識・技術を習得し、これにより、遊休化が進む農地を有効に保全活用する人材や将来の多様な担い手の育成を図る。

3) 農業ばりばり担い手塾の開催

農業知識が少なく、速やかな営農が困難な都市住民などの新規参入者や、女性農業者、高齢者、また、近年、他産業からのUターン農業者や定年帰農者を、農業の担い手の即戦力として育成していくため、大阪府が、府内4カ所で、農業に関する基礎的な知識や生産技術の習得のための講座を毎年開催し、農業の担い手としての育成・確保を図る。

(資料 13) 農業ばりばり担い手塾のコース

	基礎コース（農地を持つ都市住民）	実践コース
目的	高齢者や女性、他産業からのUターン者等、地域の多様な担い手の育成を目指す。農業に関する基礎的知識から販売までの講義・実習を行い、速やか、かつ円滑な農業実践につなげる。	若手就農予定者等で基礎的な農業技術を身につけた者が、先進的な農業者のもとで実践技術を習得するため、ホームステイ研修等を行う。（農大研修生等を対象）
研修対象者	・Uターン就農予定者（定年帰農者を含む） ・今後、積極的な営農を考えている、農家女性・高齢者	・若手新規就農候補者 ・農業関係学生等（農大短期コース修了生を含む）
研修内容	・農業情勢等、一般的な農業知識の修得 ・農業の基礎的な技術の習得 ・「農の匠」による農業実習	・農家における宿泊研修 ・農業生活体験研修 ・実農業体験
研修実施主体	北部・中部・南河内・泉州各農と緑の総合事務所 農業改良普及センター	食とみどりの総合技術センター農業大学校
期間	8日間	農家（「農の匠」）2泊3日+実習5日

4) 農業大学校における短期プロ農家養成コースの開設（予定）

大阪府立食とみどりの総合技術センター農業大学校においては、農業を志す都市住民に対して、農業技術の基礎を1年間かけて修得する短期コースの新設を検討している。

野菜（軟弱野菜、果菜類）、果樹（ぶどう、みかん）のコースを想定しており、新規就農を強力にサポートしていく予定である。

別紙

- 1 特定事業の名称
1002 地方公共団体および農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
農地の貸し付け主体である岸和田市・高槻市・枚方市・茨木市・富田林市・和泉市・大阪狭山市・島本町・豊能町と、特区内の農地において岸和田市・高槻市・枚方市・茨木市・富田林市・和泉市・大阪狭山市・島本町・豊能町以外で特定農地貸付けにより市民農園を開設しようとする者
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
特区計画認定の日
- 4 特定事業の内容
農地を所有する者が、自己の所有する農地で市民農園を開設する場合には、特定農地貸付けが取り消された後において、当該農地の適切な利用を確保するために必要な事項等を内容とする事業実施協定を、農地が所在する市町（岸和田市・高槻市・枚方市・茨木市・富田林市・和泉市・大阪狭山市・島本町・豊能町）及び大阪府と締結することを条件に、特定農地貸付けによる市民農園の開設を認める。
また、NPO法人、企業など農地を所有していない者が岸和田市・高槻市・枚方市・茨木市・富田林市・和泉市・大阪狭山市・島本町・豊能町から農地を借りて市民農園を開設する場合には、事業実施協定を、農地の貸付主体である岸和田市・高槻市・枚方市・茨木市・富田林市・和泉市・大阪狭山市・島本町・豊能町及び大阪府と締結することを条件に、特定農地貸付けによる市民農園の開設を認める。

5 当該規制の特例措置の内容

本特区区域内の農地については、(資料14)に示すとおり、経営耕地面積が転用等により減少し、さらに、耕作放棄地は、1995年の24,079a(耕作放棄率6.0%)であったのが、2000年には27,551a(耕作放棄率7.4%)に著しく増加しており、遊休農地や効率的利用を図る必要がある農地が相当程度あると判断する。

また、特区区域内の農業者についても、(資料15)に示すとおり、就業農業人口は減少し、さらに、65歳以上の者が占める割合は、1995年40.9%から2000年47.4%と増加し、高齢化が著しく進んでいる。

一方、都市住民の意向は、(資料16)で示すとおり、農業参画への意識が非常に高く、多様であることがわかる。実際、大阪府全体で現在682カ所の市民農園が開設されているが、希望者が多く、この要望に応えきれない利用待ちの状態の農園が多い。

このように、本特区区域は、農地の遊休化、担い手不足、高齢化が深刻で、市民農園の開設により農地の有効利用を図ることが必要な地域であり、都市と農村の交流や多様な形態での「農」への関わりを求める都市住民のニーズに対応し、地域農業及び地域経済の活性化に資するため、地域との調和や農地の適正かつ効率的な利用が確保されることを前提に、特例措置を講じる。

(資料14) 特区区域内の農地の耕作放棄の推移

	2000年			1995年		
	経営耕地 面積(a)	耕作放棄 地面積(a)	耕作放棄 率(%)	経営耕地 面積(a)	耕作放棄 地面積(a)	耕作放棄 率(%)
岸和田市	61,001	7,723	12.7	62,037	5,199	8.3
高槻市	51,938	2,845	5.5	58,302	1,568	2.7
枚方市	53,483	1,587	3.0	57,241	1,423	2.5
茨木市	57,928	2,607	4.5	63,749	1,540	2.4
富田林市	49,743	2,973	6.0	50,719	3,046	6.0
和泉市	57,794	6,876	11.9	68,913	8,614	12.5
大阪狭山市	14,561	1,168	8.0	15,700	956	6.1
島本町	4,971	329	6.6	5,256	320	6.1
豊能町	20,487	1,443	7.0	22,498	1,413	6.3
特区計	371,906	27,551	7.4	404,415	24,079	6.0
大阪府	1,122,357	74,075	6.6	1,239,421	57,129	4.6

(世界農林業センサス)

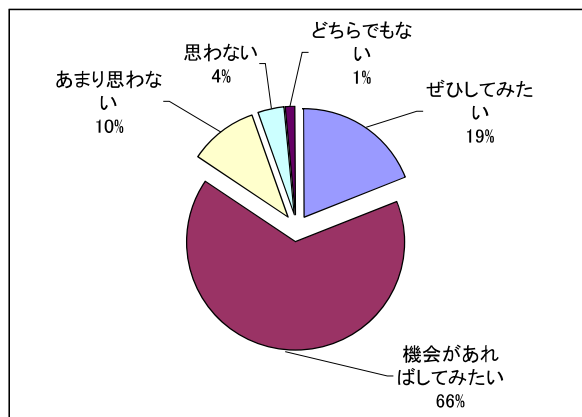
(資料 1 5) 特区区域内の農業者の高齢化の推移

	2000 年			1995 年		
	農業就業人口 (人)	65 歳以上 (人)	高齢化率 (%)	農業就業人口 (人)	65 歳以上 (人)	高齢化率 (%)
岸和田市	1,538	609	39.6	1,360	490	36.0
高槻市	1,204	608	50.5	1,287	523	40.6
枚方市	1,348	681	50.5	1,395	603	43.2
茨木市	1,535	767	50.0	1,586	659	41.6
富田林市	1,184	563	47.6	1,172	465	39.7
和泉市	1,193	542	45.4	1,279	516	40.3
大阪狭山市	398	174	43.7	344	150	43.6
島本町	121	61	50.4	127	59	46.5
豊能町	406	228	56.2	433	213	49.2
特区計	8,927	4,233	47.4	8,983	3,678	40.9
大阪府計	27,516	12,786	46.5	28,414	11,292	39.7

(世界農林業センサス)

(資料 1 6) 平成 1 6 年度インターネット府政モニターアンケート (500 名対象)

質問 1 農空間で何らかの体験や活動をしたと思うか。



質問 2 都市住民が、農空間で体験、活動したいこと

質問項目 (複数回答)	%
農業やその手伝い (田植え、稲刈り、野菜づくり、収穫など)	26.5
農空間の四季の風景を楽しむウォーキング (散歩)	41.8
貸し農園の利用	24.7
果物や野菜のもぎとり (例:ぶどう狩り等)	41.8
農業公園等でのレクリエーション	13.5
ため池や水路での水あそび	8.4
草刈やゴミ拾いなど農空間の保全活動	16.6
その他	3.8

別紙

1 特定事業の名称
1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
豊能町内の農地の権利を取得する者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
特区計画認定の日

4 特定事業の内容
農地法施行規則第3条の4（都道府県知事が定める別段面積の基準）の規定にかかわらず、地方公共団体が構造改革特区計画において定める特区区域内にある農地に関する権利の取得後に権利を有する農地の合計面積にかかる下限面積を地域の実態に応じて設定でき、新規就農者の増加と遊休農地の解消が図られる。

5 当該規制の特例措置の内容
(1) 遊休農地及び効率的利用を図る必要がある農地が相当程度あると判断した根拠
本特区区域内の農地については、(資料17)に示すとおり、経営耕地面積が転用等により減少し、さらに、耕作放棄地は、1995年に1,413a（耕作放棄率6.3%）であったものが、2000年には1,443a（耕作放棄率7.0%）に増加している。
また、農業者についても、(資料18)に示すとおり、就業農業人口は減少し、さらに、65歳以上の者が占める割合は、1995年49.2%から2000年56.2%と増加し、高齢化が著しく進んでいる。
こうしたことから、遊休農地及び効率的利用を図る必要がある農地が相当程度あると判断する。

(資料17) 特区区域内の農地の耕作放棄の推移

	2000年			1995年		
	経営耕地 面積(a)	耕作放棄 地面積 (a)	耕作放棄 率(%)	経営耕地 面積(a)	耕作放棄 地面積 (a)	耕作放棄 率(%)
豊能町	20,487	1,443	7.0	22,498	1,413	6.3
大阪府	1,122,357	74,075	6.6	1,239,421	57,129	4.6

(世界農業センサス)

(資料 1 8) 特区区域内の農業者の高齢化の推移

	2000 年			1995 年		
	農業就業人口(人)	65 歳以上(人)	高齢化率(%)	農業就業人口(人)	65 歳以上(人)	高齢化率(%)
豊能町	406	228	56.2	433	213	49.2
大阪府計	27,516	12,786	46.5	28,414	11,292	39.7

(世界農林業センサス)

(2) 新たに設定する下限面積について

①現状の下限面積と計画の下限面積 (資料 1 9)

	現行の下限面積	計画の下限面積
豊能町	40a	10a

②新たに設定する下限面積の根拠

これらの耕作放棄地の内訳 (資料 2 0) を見ると、10a以上で現行の下限面積40a未満の農地は1,065aあり、40a未満の耕作放棄地の85.2%を占めている。

また、耕作放棄地面積規模別農家数 (資料 2 1) を見ても、10a以上で現行下限面積40a未満の小規模の耕作放棄地を有する農家は64戸あり、40a未満の耕作放棄地を有する農家全体の60.4%を占めている。

このように、小規模遊休農地の解消を図ることが農地の効率的かつ総合的な利用を図る上で重要な課題となっており、農地の権利取得後の下限面積を10aに変更することで、これらの小規模遊休農地の解消を図ることが可能となる。

(資料 2 0) 10a 以上で現行の下限面積未満の耕作放棄地の面積

	耕作放棄地面積(a)	10a 未満	10a~40a ①	40a 以上	~40a ②	①/②*100 (%)
豊能町	1,443	185	1,065	193	1,250	85.2

(2000 年世界農林業センサス)

(資料 2 1) 耕作放棄地面積規模別農家数

	全農家戸数(戸)	10a 未満	10a~40a ③	40a 以上	~40a ④	③/④*100 (%)
豊能町	110	42	64	4	106	60.4

(2000 年世界農林業センサス)

(3) 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められた根拠

①適用区域内及びその周辺地域の農業者の営農及び農地利用状況

豊能町の農業は、水稻を主体として、くり、かきなどの果樹やトマトなどの野菜、しいたけの生産が盛んである。また、経営耕地面積 20,487a の内訳は、田 17,529a(85.6%)、畑 2,251a(11%)、樹園地 707a(3.4%)となっている。

②適用区域内及びその周辺地域の農業者の今後の営農及び農地利用状況に関する意向

豊能町の認定農業者については、(資料22)に示すように、13人が、経営計画の目標達成に向け取り組んでいるところであり、今後も農作物の栽培に適した農地は保全していく方針である。

③適用区域内及びその周辺地域の農業者の営農及び農地利用の将来の見通し

上記(2)で述べたように、耕作放棄地の面積は、その大半が10a~40aであり、こうした状況を解消することによって、周辺地域の農地利用状況を良好に保ち、意欲的な農業者の営農環境を保全することとなる。

以上により、農地の権利取得に際する下限面積を現在の40a以上から10a以上に引き下げても、農業上の効率的、総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められ、これまで困難であった都市住民の本格的な農業参入が可能となり、農地の有効利用をさらに促進できるものと考ええる。

(資料22) 認定農業者数 (平成16年3月時点)

	豊能町	大阪府 (24市町村)
認定農業者数(人)	13	1,145

(大阪府農政室)

(4) 将来にこの特例措置により許可を受ける者の人数(見込み)

豊能町 10名
合計 10名